

株式会社マイヨーロッパ 旅行条件書 【受注型企画旅行】

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 受注型企画旅行契約

- (1) 受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)とは、当社がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程おお客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容ならびにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する契約をいいます。
- (2) 当社は、当社に旅行契約のお申し込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」といいます。)を交付します。
- (3) 当社は本項(2)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」といいます。)の金額を明示することがあります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社が交付した企画の内容に関し契約を申し込みようとするお客様は、当社所定の申込書に所定事項を記入のうえ、当社が定める金額のお申込金とともに当社に提出していただきます。この際のお申込金は、旅行代金の20%以上、旅行代金の全額までとなります。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
- (3) お申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (6) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8) 身体に障害のある方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は、可能な範囲でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) お客様が他のおお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (4) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (6) その他当社の業務上の都合があるとき。

5. 契約書面の交付と確定書面のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。
- (3) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙したうえで、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行契約の申し込みがなされた場合にあつては、旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (4) 本項(3)の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

- (5) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。
6. 旅行代金のお支払い
旅行代金の額は、企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
7. 旅行代金に含まれるもの
(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(特に記載がない限りエコノミークラス、普通車、普通船室)
(2) 旅行日程に明示した観光、送迎バス等の料金
(3) 旅行日程に明示した基本宿泊料金および税・サービス料金
(4) 旅行日程に明示した食事料金および税・サービス料金
(5) 本項(1)から(5)以外で、企画書面にその旨記載した料金
※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されない場合でも払い戻しいたしません。
8. 旅行代金に含まれないもの
第7項に挙げたもののほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
(1) 超過手荷物料金(各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)
(2) 日本国内および旅行日程中の外国の空港税・空港施設使用料・出入国税等
(3) 運送機関が課す付加運賃・料金(例: 燃油サーチャージ)
(4) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用
(5) クリーニング代、電話代、チップ、その他追加飲料等個人的諸経費及びそれに伴う税・サービス料
(6) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
(7) 特別な配慮・処置に要した費用
9. 旅行契約内容の変更
(1) お客様からの契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
(2) 前項の場合において、お客様は、変更のために運送・宿泊機関その他サービス提供機関に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、変更にあつては手数料として、当社に対し、変更1件あたり6,600円(消費税込み)をお支払いいただきます。
(3) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明致します。
10. 旅行代金の額の変更
(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めることにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(3) 旅行内容が減額され、旅行実施にあつては費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
(4) 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施にあつては費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。
11. お客様の交替
お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。または構成者の変更を行うことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交代にあつては手数料として11,000円(消費税込み)をいただきます(すでに航空券を発券している場合、別途再発券にかかわる費用を請求する場合があります)。契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したとき

に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交代をお断りする場合があります。

12. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

- a. お客様は、次表に記載した企画料金または取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

旅行開始の前日より起算して	取消料
お申込みから 31 日目まで	企画書面に記載した企画料金
30 日目から 3 日目まで	旅行代金の 20%
前々日から当日	旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%
備考：「旅行開始後」とは、当社約款別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

- b. お客様は、次の項目に該当する場合は、企画料金又は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
- ア. 第 9 項(2)に基づき当社によって旅行契約内容が変更されたとき。ただしその変更が、第 21 項の表左欄に掲げるものその他重要なものである場合に限りま。
- イ. 第 10 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- エ. 当社がお客様に対し、第 5 項(3)に記載の確定書面を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
- c. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料をいただきます。
- d. 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取り消しになる場合は、所定の取消料をいただきます。

(2) 当社の解除権

- a. お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)a)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- b. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- イ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ウ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
- エ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- オ. お客様が第 4 項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

13. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- a. お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- b. 本項(1)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった該当部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- c. お客様のご都合により途中で旅行サービスを受けなかった場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2) 当社の解除権

- a. 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

- ウ. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- エ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。
- b. 本項(2) a に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目ですでに支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がすでにその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻いたします。
- c. 本項(2) a のア、エにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- d. 当社が本項(2) a の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

14. 添乗員

- (1) 当社は、お客様のご依頼により原則として下記の添乗サービス料金を申し受けたくうえで、添乗サービスを提供いたします。なお、添乗サービス料金とは別に、添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を申し受けます。
添乗サービス料金：(添乗員1名1日あたり) 66,000円
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。

15. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合におきましては、当社は原則として、本項(1)の責任を負いません。
 - a. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - b. 運送・宿泊機関等の事故・火災により発生する損害
 - c. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - d. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - e. 自由行動中の事故
 - f. 食中毒
 - g. 盗難
 - h. 運送機関の遅延・普通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

16. 特別補償

- (1) 当社は第15項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金(2,500万円)、後遺障害補償金(2,500万円を上限)、入院見舞金(4万円~40万円)および通院見舞金(2万円~10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては、損害補償金(手荷物1個または1対あたり10万円を上限、1受注型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による受注型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、そのむね契約書面に明示した場合に限り、当該受注型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合で自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害賠償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

17. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます
- (2) お客様は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、確定書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一確定書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地においてすみやかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド(係員)、当該旅行サービス提供機関または当社に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたとときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う費用はお客様のご負担となります。

18. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の a、b、c で規定する変更を除きます)は、第 6 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 15 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部または一部として支払います。
 - a. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
 - b. 第 12 項および第 13 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません
 - c. 確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 6 項で定める「旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はおお客様の同意を得て、金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額 = 1 件につき下記の率 × お支払い対象旅行代金

1. 当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始前	旅行開始後
2. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
3. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の設備の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
9. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%

注 1 : 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2： 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたうえでこの表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面との記載内容の間または確定書面の内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3： 1件とは、運送機関の場合1乗車船ごとに、宿泊機関の場合1泊ごとに、その他の旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件とします。

注4： 4、7、8に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1変更として取り扱います。

注5： 3、4に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6： 4運送機関の会社名の変更、7宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7： 4運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

19. 海外危険情報について

渡航先によっては「外務省海外危険情報」等、国・地域に関する情報が発出されている場合があります。

「外務省海外安全ホームページ： <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」等でご確認ください。

20. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染情報ホームページ： <http://www.forth.go.jp/>」等でご確認ください。

21. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中に病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります、これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをおすすめします。

22. 個人情報の取り扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際にお申し出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し出いただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社は、当社の営業案内、アンケートのお願い、特典サービスの提供、マーケティング活動、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、お申し出いただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続等に必要な範囲内で、運送・宿泊機関等および手配代行者に対し、お客様の個人情報を電子的方法等で送付することにより提供いたします。

(3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名および搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、ご出発前までにお申出ください。

23. 約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部に定めるところによります。

24. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続は土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたものとし、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となります。

(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5) 当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等は、お客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。

この旅行条件書は2020年4月の基準に基づきます。